

○国立大学法人筑波大学役員災害補償規程

〔平成16年5月27日〕
法人規程第19号

改正 平成26年法人規程第36号

令和 2年法人規程第26号

国立大学法人筑波大学役員災害補償規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）が業務上の事由又は通勤途上において負傷、障害又は死亡（以下「業務上等の災害」という。）を被った場合における法人が行う補償（以下「役員災害補償」という。）について定めるものとする。

(役員災害補償の範囲)

第2条 法人は、役員が業務上等の災害を被ったときは、国立大学法人総合損害保険の傷害保険（役員）（以下「傷害保険」という。）の給付の範囲内で、当該役員又はその遺族に対し役員災害補償を行う。

(役員災害補償の種類等)

第3条 役員災害補償の種類及び補償額は、次に掲げるとおりとし、第1号に掲げる補償金にあつては当該役員の遺族に、第2号から第5号までに掲げる補償金にあつては当該役員に支払う。

- (1) 遺族補償金 5,000万円
- (2) 後遺障害補償金 5,000万円に傷害保険の契約で定める割合を乗じて得た額
- (3) 入院補償金 日額15,000円
- (4) 手術補償金 15,000円に傷害保険の契約で定める倍率を乗じて得た額
- (5) 通院補償金 日額10,000円

(遺族の範囲及び遺族補償の順位)

第4条 遺族補償金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、役員の死亡当時において主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時において主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて第2号に該当しないもの

2 遺族補償を受けるべき者の順位は、前項各号の順位によるものとし、第2号及び第4号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先

にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 役員が遺言又は法人に対してした予告で、第1項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、遺族補償を受けるべき者は、その指定した者とする。

4 遺族補償の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(傷害保険)

第5条 第3条に規定する補償に備えるため、法人は、役員を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

2 傷害保険の保険金の受取人は法人とし、法人はその全額を第3条に掲げる補償金として支払う。

(雑則)

第6条 この法人規程に定めるもののほか、役員災害補償に関し必要な事項は、傷害保険の保険約款に定めるところによる。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平26.3.27法人規程36号)

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令2.3.26法人規程26号)

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。